

(仮称) 健幸づくり条例 (素案) 新旧対照表

新	旧
いつまでも健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。その実現に向けて、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に<u>健幸</u>づくりに取り組むとともに、個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境づくりを社会全体で協働により取り組んでいくため、平成30年12月1日に健幸都市宣言を行いました。 わたしたちのまち岩倉は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木をはじめ、郊外に広がる田畑など、身近に自然が感じられるまちです。この自然の中で季節を感じながら身体を動かすことを楽しみ、旬の野菜を味わい、人と人とのきずなが豊かなこころの育みにつながっています。 地域における交流や社会参加による人と地域とのつながりやきずなが、生きがいや幸せな暮らしにつながっていくことから健幸づくりを市、市民、<u>地域団体、市民活動団体</u>、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が一体となって推進することが重要です。 このような認識のもと、健幸都市いわくらを目指して、市民が満開の笑顔のもと、だれもがいつまでも健やかに自分らしくいきいきと幸せに暮らし続けることを実現するために、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。	いつまでも健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。その実現に向けて、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に<u>健康</u>づくりに取り組むとともに、個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境づくりを社会全体で協働により取り組んでいくため、平成30年12月1日に健幸都市宣言を行いました。 わたしたちのまち岩倉は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木をはじめ、郊外に広がる田畑など、身近に自然が感じられるまちです。この自然の中で季節を感じながら身体を動かすことを楽しみ、旬の野菜を味わい、人と人とのきずなが豊かなこころの育みにつながっています。 地域における交流や社会参加による人と地域とのつながりやきずなが、生きがいや幸せな暮らしにつながっていくことから健幸づくりを市、市民、<u>地域の活動団体</u>、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が一体となって推進することが重要です。 このような認識のもと、健幸都市いわくらを目指して、市民が満開の笑顔のもと、だれもがいつまでも健やかに自分らしくいきいきと幸せに暮らし続けることを実現するために、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この条例は、市民の<u>健幸</u>づくりの基本理念を定め、並びに市、市民、<u>地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、市民の健幸づくりに関する施策の基本となる事項に関し、必要な事項を定めるものとします。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) <u>健幸づくり</u> 市民が<u>生涯にわたり心身ともに健康で、自分らしくいきいきと幸せに暮らすための取組</u>をいいます。 (2) <u>健康</u> 心身ともに<u>健やかな状態</u>であることをいいます。 (3) <u>協働</u> 市、市民、<u>地域団体、市民活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者が主体的・自発的に健幸づくりを推進</u>するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。 (4) 市民 市内に居住する者、市内に通勤<u>若しくは通学する者</u> または<u>市内で活動を行う者</u>をいいます。	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この条例は、市民がいつまでも心身ともに健康で、自分らしくいきいきと幸せに暮らすことができる状態をいう「<u>健幸</u>」に関し、<u>健幸づくりの基本理念を定め、並びに市、市民、市民による活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、市民の健幸づくりに関する施策の基本となる事項に関し、必要な事項を定めるものとします。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) <u>健幸</u> 市民がいつまでも心身ともに健康で、自分らしくいきいきと幸せに暮らすことができる状態をいいます。 (2) <u>健康づくり</u> 心身の<u>健康の保持・増進を図るための取組</u>をいいます。 (3) <u>協働</u> 市、市民、<u>市民による活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者が主体的・自発的に共通の目的を達成</u>するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。 (4) 市民 市内に居住する者、市内に通勤<u>又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体</u>をいいます。

新	旧
<u>(5) 事業者</u> 市内で事業活動を行う<u>者又は法人</u>その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)を いいます。 <u>(6) 学校等</u> 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校及び、市内の保育所、認定こ ども園等の就学前児童が通所する施設をいいます。 <u>(7) 保健医療福祉関係者</u> 市内で保健医療福祉サービスを提供する<u>者又は法人</u>その他の団体 をいいます。 (基本理念) 第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。 (1) 市民は、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、<u>健幸づくり</u>を推 進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。 (2) 市、市民、<u>地域団体</u>、<u>市民活動団体</u>、事業者、学校等、保健医療福祉関係者は相互に連携 を図りつつ、<u>市民の個性を尊重し</u>、健幸づくりを協働により推進するものとします。 (市の役割) 第4条 市は、市民の健幸づくりの推進に関する施策を実施するものとします。 2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民、<u>地域団体</u>、<u>市民活動団体</u>、事業者、学 校等及び保健医療福祉関係者と連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりに取り組めるよ う、社会全体で個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境の整備に取り組むよう 努めるものとします。 (市民の役割) 第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良く保てるよう、主体的に<u>健幸</u> づくりを行うことに努めるものとします。 2 市民は、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市、地域、職場、学校等において行われる健 幸づくりに資する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。 (<u>地域団体</u>の役割) 第6条 <u>地域団体</u>は、<u>地域のつながりを活かし</u>、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるも のとしします。 2 <u>地域団体</u>は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び、<u>市民活動団体</u>、<u>事業者</u>、<u>学校</u> <u>等又は保健医療福祉関係者</u>が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものと	<u>(5) 市民による活動団体</u> 地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通して、つながりを持 って活動を行っている組織並びに特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団 体をいいます。 <u>(6) 事業者</u> 市内で事業活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は<u>個人</u>を いいます。 <u>(7) 学校等</u> 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校及び、市内の保育所、認定こ ども園等の就学前児童が通所する施設をいいます。 <u>(8) 保健医療福祉関係者</u> 市内で保健医療福祉サービスを提供する<u>個人又は法人</u>、その他の団 体をいいます。 (基本理念) 第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。 (1) 市民は、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、健幸を推進する ための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。 (2) 市、市民、<u>市民による活動団体</u>、事業者、学校等、保健医療福祉関係者は相互に連携を図り つつ、<u>個性を尊重しながら</u>、<u>市民の</u>健幸づくりを協働により推進するものとします。 (市の役割) 第4条 市は、市民の健幸づくりの推進に関する施策を実施するものとします。 2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民、<u>市民による活動団体</u>、事業者、学校等 及び保健医療福祉関係者と連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりに取り組めるよう、社 会全体で個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境の整備に取り組むよう努める ものとします。 (市民の役割) 第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良く保てるよう、主体的に<u>健康</u> づくりを行うことに努めるものとします。 2 市民は、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市、地域、職場、学校等において行われる健幸 づくりに資する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。 (<u>市民による活動団体</u>の役割) 第6条 <u>市民による活動団体</u>は、<u>地域のつながり並びに自らの持つ知識及び専門性を生かし</u>、市民の 健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。 2 <u>市民による活動団体</u>は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び<u>他者</u>が行う健幸づくりに 資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。

新	旧
します。 <u>(市民活動団体の役割)</u> 第7条 市民活動団体は、自らの持つ知識及び専門性を活かし、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。 <u>2 市民活動団体は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び、地域団体、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。</u> (事業者の役割) 第8条 事業者は、従業員が健幸づくりに取り組むことができる職場の環境の整備に努めるものとします。 2 事業者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び、<u>地域団体、市民活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。</u> (学校等の役割) 第9条 学校等は、児童、生徒、<u>園児</u>等に対し、健幸づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとします。 2 学校等は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び、<u>地域団体、市民活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。</u> (保健医療福祉関係者の役割) 第10条 保健医療福祉関係者は、自らの活動を通じて保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、市民が<u>適切にサービスを受けられるよう努めるものとします。</u> 2 保健医療福祉関係者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び、<u>地域団体、市民活動団体、事業者又は学校等</u>が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 第2章 健幸づくりを推進する基本的施策 (からだの<u>健康から健幸づくりを推進する施策</u>) 第11条 市は、からだの<u>健康から健幸づくりを推進</u>するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための知識の普及啓発に関すること。 (2) 健康診査、がん検診等及び保健指導の推進に関すること。	(事業者の役割) 第7条 事業者は、従業員が健幸づくりに取り組むことができる職場の環境の整備に努めるものとします。 2 事業者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び<u>他者</u>が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 (学校等の役割) 第8条 学校等は、児童、生徒等に対し、健幸づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとします。 2 学校等は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び<u>他者</u>が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 (保健医療福祉関係者の役割) 第9条 保健医療福祉関係者は、自らの活動を通じて保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、市民が<u>健康づくり及び福祉に係るサービスを適切に受けられるよう努めるものとします。</u> 2 保健医療福祉関係者は、市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び<u>他者</u>が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。 第2章 健幸づくりに関する基本的施策 (からだの<u>健康づくりの推進に関する施策</u>) 第10条 市は、からだの<u>健康づくりを推進</u>するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための知識の普及啓発に関すること。 (2) 健康診査、がん検診等及び保健指導の推進に関すること。

新	旧
(3) 前2号に掲げるもののほか、からだの<u>健康から健幸づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (歯と口腔の<u>健康から健幸づくり</u>を推進する施策) 第12条 市は、歯と口腔の<u>健康から健幸づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) う蝕、歯周病予防及び口腔機能の維持向上等、歯科口腔保健に係る知識の普及啓発に関すること。 (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導の推進に関すること。 (3) 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病予防に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康<u>から健幸づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (食を通じて健幸づくりを推進する施策) 第13条 市は、<u>食を通じて健幸づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための食に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 食を通じた<u>健幸づくり</u>の推進体制に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>食を通じて健幸づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (運動により健幸づくりを推進する施策) 第14条 市は、<u>運動により健幸づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための運動に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 運動による<u>健幸づくり</u>の推進体制に関すること。 (3) 運動が継続してできる環境づくりに関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>運動により健幸づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (こころの<u>健幸づくり</u>を推進する施策) 第15条 市は、こころの<u>健幸づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) こころの健康の<u>保持増進</u>に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。 (2) こころの健康に係る相談及び支援の推進に関すること。 (3) こころの<u>健幸づくり</u>を支える体制に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、こころの<u>健幸づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (社会全体で健幸づくりを推進する施策) 第16条 市は、<u>社会全体で健幸づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 文化、スポーツ活動を行う市民活動団体等との協働による健幸づくりの推進に関すること。 (2) 人との絆を感じる居場所づくりや生きがい及び役立ち感につながる地域活動の推進に関すること。	(3) 前2号に掲げるもののほか、からだの<u>健康づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (歯と口腔の<u>健康づくりの推進</u>に関する施策) 第13条 市は、歯と口腔の<u>健康づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) う蝕、歯周病予防及び口腔機能の維持・向上等、歯科口腔保健に係る知識の普及啓発に関すること。 (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導の推進に関すること。 (3) 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病予防に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の<u>健康づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (食を通じた健康づくりの推進に関する施策) 第11条 市は、<u>食を通じた健康づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための食に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 食を通じた<u>健康づくり</u>の推進体制に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>食を通じた健康づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (運動による健康づくりの推進に関する施策) 第12条 市は、<u>運動による健康づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 生活習慣病予防等のための運動に関する知識の普及啓発に関すること。 (2) 運動による<u>健康づくり</u>の推進体制に関すること。 (3) 運動が継続してできる環境づくりに関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>運動による健康づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (こころの<u>健康づくりの推進</u>に関する施策) 第14条 市は、こころの<u>健康づくり</u>を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) こころの健康及び保持増進に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。 (2) こころの健康に係る相談及び支援の推進に関すること。 (3) こころの<u>健康づくり</u>を支える体制に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、こころの<u>健康づくり</u>を推進するために必要な施策に関すること。 (健幸づくりの推進に関する施策) 第15条 市は、<u>健幸づくりを社会全体で支え推進</u>するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) 文化、スポーツ活動を行う市民<u>による活動</u>団体との協働による健幸づくりの推進に関すること。 (2) 人との絆を感じる居場所づくりや生きがい及び役立ち感につながる地域活動の推進に関すること。

新	旧
(3) <u>市民の個性を尊重し、誰もが社会参加できる環境整備</u>に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>社会全体で健幸づくりを推進するために必要な施策</u>に関する こと。 (計画の策定) 第17条 市は、健康増進法(平成14年法律第67号)第8条第2項の規定により、岩倉市健康増進計 画(以下「健康増進計画」という。)を定めるものとします。 2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。 (1) <u>健康増進</u>に関する基本方針及び目標 (2) 前号に掲げるもののほか、<u>健康増進</u>に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必 要な事項 3 市長は、健康増進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければなりません。 4 前2項の規定は、計画の変更について準用します。 (健幸づくり推進委員会) 第18条 この条例に基づく<u>健幸づくりを推進する施策</u>を行うときは、あらかじめ岩倉市健幸づくり推 進委員会条例(平成31年岩倉市条例第1号)に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に 意見を聞くものとします。 第3章 雑則 (委任) 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。 附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行します。	(3) <u>お互いの個性を尊重し、社会参加できる環境整備</u>に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>健幸づくりを社会全体で支え推進するために必要な施策</u>に関す ること。 (計画の策定) 第16条 市は、健康増進法(平成14年法律第67号)第8条第2項の規定により、岩倉市健康増進計 画(以下「健康増進計画」という。)を定めるものとします。 2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。 (1) <u>健康づくり</u>に関する基本方針及び目標 (2) 前号に掲げるもののほか、<u>健康づくり</u>に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必 要な事項 3 市長は、健康増進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければなりません。 4 前2項の規定は、計画の変更について準用します。 (健幸づくり推進委員会) 第17条 この条例に基づく<u>健幸づくりに関する施策</u>を行うときは、あらかじめ岩倉市健幸づくり推進 委員会条例(平成31年岩倉市条例第1号)に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に意 見を聞くものとします。 第3章 雑則 (委任) 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。 附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行します。